

諮問実施機関：滋賀県知事（総務部総務課）

諮問日：平成25年5月22日（諮問第79号）

答申日：平成26年3月14日（答申第70号）

内容：「平成23年8月22日の私立学校審議会議事録における事務局発言の根拠となった文書」等の公文書一部公開決定に対する異議申立て

## 答 申

### 第1 審査会の結論

滋賀県知事（以下「実施機関」という。）が行った決定は妥当である。

### 第2 異議申立てに至る経過

#### 1 公文書公開請求

平成25年3月5日、異議申立人は、滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、20件の公文書の公開を求める公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

同年3月27日、実施機関は、公開決定の期間を延長した上で、対象となる公文書を特定し、その一部が非公開情報に該当すること、または不存在であることを理由として、条例第10条第1項の規定に基づき、公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

#### 3 異議申立て

同年4月23日、異議申立人は、本件処分のうち、次の請求について、不存在を理由として非公開とされたことを不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

（請求する公文書の名称または内容）

請求3 23/8/22 p3の末尾の事務局部分の根拠となるやりとり一式と資料

### 第3 異議申立人の主張要旨

異議申立人が、異議申立書、意見書および意見陳述で述べている内容は、次のように要約される。

#### 1 異議申立ての趣旨

不存在とされた公文書の公開を求める。

#### 2 異議申立ての理由

平成 23 年 8 月 22 日の私立学校審議会において、委員発言「地盤の安全性は、誰が言っているのか」に対する事務局の返答は、「UR であるが、〇〇建設が確認した。地下排水がどうなっているかなど聞かせていただいた」となっている。

このように安全性を証明する機関等を特定して説明するからには、その根拠とする資料が必要で、重要なものであり、特定をして保管されているはずである。

私立学校審議会議事録によると、大津市が UR からの提出により、地下の排水経路が書かれた図面等を入手したのは、平成 23 年 12 月 28 日であるが、これより数か月前の同年 8 月 22 日に、実施機関は地下排水を把握して、しかも安全であるという説明をしていることとなる。

これほど住民の生命、財産に関わる重大な情報を知りながら、「不存在」ということは、口頭だけで聞いて、図面または資料や、聞いた時の議事録、覚書メモなどを保管していないということになる。許認可行政を担当する事務局の業務水準として、なぜなのか全く理解できない。

ゆえに、今回の発言の根拠となる全ての公文書を特定して、公開することを求めるものである。もし、議事録がなければ、当時の担当者のメモ等も特定して公開することを求める。

現状では、当時、〇〇建設からどのような資料の提示を得て、どのような説明を受けて、安全であると実施機関が納得したのか理解できない。建築や土木の専門家でない私立学校審議会担当者がこの情報をどこまで理解し、審議会委員の質問に対して責任を持って発言したのかが疑われる。

### 第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が、諮問書、理由説明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

#### 1 実施機関の決定について

実施機関が行った決定は妥当である。

#### 2 私立学校審議会について

私立学校審議会は、私立学校法第 9 条に基づき設置された知事の諮問機関であり、知事が

私立学校の設置認可を行う場合には、予め私立学校審議会の意見を聴かなければならないと定められ、知事は私立学校審議会の答申を受けて、認可の可否等の判断を行うこととなっている。

〇〇学園関西校に係る案件については、平成 23 年 4 月に設置認可申請があり、私立学校審議会における審議の結果、平成 25 年 2 月に設置を適当とする答申が行われている。

### 3 非公開理由について

私立学校審議会協議会（平成 23 年 8 月 22 日開催）議事録 3 ページ末尾の「UR であるが、〇〇建設が確認した」という事務局発言については、〇〇建設からの説明を受けて発言したものであり、対象となる公文書は存在しない。

〇〇建設からは、地下排水の配管等について、電話で簡単に説明を受けたものであって、資料等は受け取っておらず、担当者のメモ等の記録も存在しないものである。

学校建設地の地盤の安全性については、大津市が発行した「宅地造成等規制法に基づく検査済証」（以下「検査済証」という。）により確認しており、〇〇建設の説明をもって確認しているものではない。事務局の当該発言は、流れの中でこのような表現になったものと考えられる。

## 第 5 審査会の判断理由

### 1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第 1 条および第 3 条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第 6 条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第 6 条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、以上のことを踏まえた上で、以下のとおり判断する。

### 2 本件異議申立てについて

本件異議申立ては、平成23年8月22日の私立学校審議会議事録に記録されている、「地盤の安全性は、誰が言っているのか」という委員からの質問に対し、実施機関が回答した「URであるが、〇〇建設が確認した」という発言の根拠となった公文書の公開が求められているものである。

本件審査を通じて確認したところによれば、異議申立人が公開を求めている公文書とは、具体的には、実施機関が〇〇建設から、〇〇学園関西校の建設地に係る地盤の安全性について説明を聴取した際の記録および資料であると解される。

実施機関は、これらを保有しておらず不存在であるとしているが、異議申立人は存在を主張し、その公開を求めていることから、以下、本件処分の妥当性について検討を行う。

### 3 本件処分の妥当性について

異議申立人は、地盤の安全性は「〇〇建設が確認した」という実施機関の発言を根拠に、実施機関が、〇〇建設から地盤の安全性について説明を受けた際の記録や、その際に受領した資料などを保管しているはずであると主張している。

これに対して、実施機関においては、地盤の安全性については、大津市が発行した検査済証により確認していると、一貫して主張していることが認められる。

当審査会において、私立学校審議会議事録を見分したところにおいても、地盤の安全性については、検査済証に対する考えや、大津市における判断の経緯等に関する発言が複数の箇所でも認められたところである。

しかしながら、一方、〇〇建設による確認については、実施機関の当該発言の他には、特段の言及がなされている様子は窺われず、実施機関の発言の適否はともかく、私立学校審議会が、〇〇建設による確認をもって地盤の安全性の根拠としていたものとは考え難い。

このことから、〇〇建設からは電話で聞き取りを行っただけであり、本件公開請求の対象となる公文書は保有していないとする実施機関の主張には、不自然、不合理な点は認められず、他にその存在を窺わせる特段の事情も見当たらない。

したがって、実施機関が不存在を理由として行った本件処分は妥当であると認められる。

### 4 結論

異議申立人は、その他種々の主張を行っていることが認められるが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

## 第6 審査会の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成25年 5 月22日	・実施機関から諮問を受けた。
平成25年 6 月21日	・実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成25年 8 月 7 日	・異議申立人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
平成25年 8 月 9 日 (第217回審査会)	・審査会事務局から事案の説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成25年 9 月24日 (第218回審査会)	・異議申立人から意見を聴取した。 ・事案の審議を行った。
平成25年10月31日 (第219回審査会)	・実施機関から公文書一部公開決定について口頭説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成26年 1 月 7 日 (第221回審査会)	・事案の審議を行った。
平成26年 2 月20日 (第222回審査会)	・答申案の審議を行った。